

社会福祉法人羽後町福社会評議員等報酬及び費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人羽後町福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び22条の規程に基づき、評議員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、理事会で理事の中から選定された一名をいう。
- (3) 業務執行理事とは、定款第16条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、手当その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2. 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

(役員及び評議員の報酬等)

第4条 この法人の理事長の報酬総額は、年間 700,000円 以内とする。
2. この法人の業務執行理事の報酬総額は、年間 3,000,000円 以内とする。
3. 前項1.2以外の役員の報酬総額は一人あたり、年間 150,000円 以内とする。
4. 理事長が理事会及び評議員選任・解任委員会、または評議員会に出席した場合は一日につき、6,190円 を支給する。
5. 前項以外において、法人運営のため業務にあたった場合は、一日につき、6,190円を支給する。
6. 前項4、5の業務を同日に行った場合の支給額は6,190円とする。
7. 理事長以外の役員が理事会及び評議員選任・解任委員会、または評議員会に出席した場合は一日につき、5,158円 を支給する。但し、業務執行理事については支給しない。

8. 前項以外において、法人運営のため業務にあたった場合は、一日につき、5,158円を支給する。但し、業務執行理事については支給しない。
9. 前項7、8の業務を同日に行った場合の支給額は5,158円とする。
10. 業務執行理事には、月額 250,000円 の給与を支給する。但し、施設長との兼務の場合は支給しない。
11. 評議員が評議員会に出席したときは、一日につき、5,158円 を支給する。
12. 前項以外において、法人の業務にあたった場合は一日につき、5,158円 を支給する。但し、前項の業務と同日に行った場合の支給額は 5,158円 とする。

(役員及び評議員の費用弁償等)

第5条 役員、評議員が職務のための出張または、法人を離れて業務をおこなった場合、報酬とは別に次のとおり費用弁償することができる。

日 当 (一日につき)	宿 泊 費 (日 額)	旅 費 (高速料金や駐車 料金等必要経費)	食 卓 料 (一夜につき)	私用車 使用の場合
2,200円	10,900円 ※上記を超えた 場合はその実費	実 費	2,200円	一 [*] 37円×出張に 要した総走行距離 (一 [*] 未 ^o 満切捨)

(報酬、費用弁償の支給方法)

- 第6条 理事長、業務執行理事以外の役員、評議員への報酬、費用弁償について支払いが発生したときは、すみやかに本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。
2. 理事長、業務執行理事については、毎月1日に起算し、当月末日に締切り、翌月1日（支払い日が土・日曜又は祝日の場合はその後日）に支払う。
 3. 報酬については、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成29年 6月21日から施行する。
2. 平成30年6月22日一部改正
3. 令和元年12月20日一部改正